

路外駐車場の届出

磐 田 市

◇ 目 次

路外駐車場の届出制度	・・・・・・・・・・	P 1
届出の種類及び内容	・・・・・・・・・・	P 2. 3
路外駐車場の設置基準	・・・・・・・・・・	P 4～6
届出に関する事	・・・・・・・・・・	P 7
様式及び参考資料	・・・・・・・・・・	P 8～15

路外駐車場の届出制度

【目的】

自動車の保有台数の増加に伴い、都市の中心市街化においては、買物、業務等を目的とした駐車需要も増加の一途をたどっており、これらの駐車需要に対して、地方公共団体あるいは民間により駐車場が数多く設置され多くの人々に利用されてきています。

駐車場利用者が安心して自動車の保管を委託することができるように、駐車場の構造、設備、駐車料金の適正化及び駐車場管理者の保管責任等について行政機関が把握する必要があるため、路外駐車場の届出制度が設けられました。

【届出が必要となる路外駐車場とは】

都市計画区域内において、路外駐車場（自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であるもの）でその利用について駐車料金を徴収するもの。

「路外駐車場」の定義

道路（道路法による道路）の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるものをいう。

（月極め駐車場及び利用者が特定されている駐車場は該当しない。）

「自動車の駐車のために供する部分の面積」の解釈

路外駐車場のうち、管理事務所、換気装置その他の附帯施設の用に供する部分の面積、自動車の出入りに必要な部分（車路）、附帯業務の用に供する部分等の面積を控除した駐車のために供する面積をいう。（いわゆる「駐車マス」のこと。）

※ 駐車場以外の施設を一時的かつ短期間、有料で一般公共の駐車のために供する場合（駐車のために供する部分の面積が500㎡以上）でも、路外駐車場の届出が必要となります。

届出の種類及び内容

【設置（変更）の届出】（駐車場法第12条）

届出が必要となる路外駐車場を設置するもの（路外駐車場管理者）は、あらかじめ、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を届け出なければならない。

また、届け出てある事項を変更しようとする時も、あらかじめ届け出なければならない。

《届出書類》

- (1) 設置（変更）届出書 [別紙様式1（P8～9）]
- (2) 添付図面
 - a. 位置図（縮尺1/10000以上の図面）
 - b. 平面図（次に掲げる事項を表示した縮尺1/200以上の図面）
 - イ. 路外駐車場の境域
 - ロ. 路外駐車場の自動車の出口及び入口、自動車の車路、駐車ます（バス）、その他主要な施設（建築物の内部にあるものを除く）
 - ハ. 路外駐車場の付近の道路並びにその道路内の駐車場法施行令第7条第1項に規定する道路の部分、横断歩道橋及び橋
 - c. 建築物である路外駐車場にあっては、縮尺1/200以上の各階の平面図並びに2面以上の立面図及び断面図
- (3) 特殊装置を有する路外駐車場については、認定書の写し及び特殊装置設置計画書を添付

【管理規程（変更）の届出】（駐車場法第13条）

路外駐車場管理者は、路外駐車場の供用を開始しようとする時は、あらかじめ、その業務の運営の基本となるべき管理規程を定め、設置の届出の提出時期以降供用開始後10日以内に届け出なければならない。

また、届け出てある管理規程を変更したときは、10日以内に届け出なければならない。

《届出書類》

- (1) 管理規程（様式自由） [別紙 駐車場管理規定例（P10～14）参照]
- (2) 管理規程の内容（記載事項）
 - a. 路外駐車場の名称

- b. 路外駐車場管理者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）
- c. 路外駐車場の供用時間に関する事項
- d. 駐車料金に関する事項
- e. 路外駐車場の供用契約に関する事項
- f. 国土交通省令で定める事項

【休止（廃止、再開）の届出】 （駐車場法第14条）

路外駐車場管理者は、路外駐車場の全部又は一部の供用を休止・廃止した時は、10日以内に届け出なければならない。

また、現に休止している路外駐車場の全部又は一部の供用を再開した時も、10日以内に届け出なければならない。

《届出書類》

- (1) 休止（廃止、再開）届出書 〔別紙様式2（P15）〕
- (2) 添付図面（位置図、平面図、各階平面図等）
- (3) 休止（廃止、再開）の届出の必要書類

	休 止	廃 止	再 開
届 出 書	○	○	○
図 面	○	—	○
管 理 規 程	○	—	○

※ 休止・再開の場合においても、管理規程は存続するものであるから、管理規程の内容を添付する

路外駐車場の設置基準

【構造及び設備】 (駐車場法施行令第7～15条)
※路外駐車場を計画する場合、以下の基準に適合したものとしてください。

(1) 出口及び入口

a. 出口及び入口を設けてはならない道路の部分

イ. 橋、幅員が6m未満の道路又は縦断勾配が10%を超える道路

ロ. 道路交通法第44条の各号に掲げる道路の部分（停車、駐車を禁止する場合）

1) 交差点、横断歩道、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル

2) 交差点の側端又は道路のまがりかどから5m以内の部分

3) 横断歩道の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の部分

4) 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分

5) 乗合自動車の停留所又はトコ-バス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10m以内の部分

6) 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分

ハ. 横断歩道橋（地下横断歩道を含む）の昇降口から5m以内の部分

ニ. 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20m以内の部分

（当該出入口に接するさくの設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又はさくその他これらに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側及びその左右20m以内の道路の部分を含む）

b. 路外駐車場の前面道路が2以上ある場合の出口及び入口

前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けなければならない。ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき、その他特別の理由があるときは、この限りでない。

c. 自動車の駐車の用に供する部分の面積が6000㎡以上の路外駐車場の場合

出口と入口を分離し、それらの間隔を道路にそって10m以上としなければならない。

- d. 自動車の回転を容易にする必要がある場合、すみ切りを設けなければならない。
この場合、切取線と車路のなす角度及び切取線と道路のなす角度を等しくすることを標準とし、切取線の長さは 1.5m 以上としなければならない。
- e. (出口だけの規制) 出口付近の構造は、当該出口から 2 m 後退した自動車の車路の中心線上 1.4m の高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右それぞれ 60° 以上の範囲内において、当該道路の通行する者の存在を確認できるようにしなければならない。

(2) 車路

- a. 路外駐車場には、自動車が円滑かつ安全に走行することができる車路を設けなければならない。
- b. 自動車の車路の幅員は、5.5m 以上としなければならない。ただし、一方通行の車路にあっては 3.5m 以上とすることができる。
(以下建築物、地下式である路外駐車場の規定)
- c. 車路のはり下の高さは、2.3m 以上であること。
- d. 屈曲部は、自動車が 5m 以上の内のり半径で回転できる構造であること。
- e. 傾斜部の縦断勾配は、17% を越えてはならない。
- f. 傾斜部の路面は、粗面とし、又はすべりにくい材料で仕上げること。

(3) 駐車のに供する部分

- a. 建築物(地下式)である路外駐車場の自動車の駐車のに供する部分のはり下の高さは、2.1 m 以上としなければならない。
- b. 駐車ます(スペース)の大きさの参考例(道路構造令による)

車種	駐車ます大きさ	道路車両運送法による車の大きさ規定	摘要
小型自動車	5.00m × 2.30m	長さ4.70m、幅1.70m、高さ2.00m 総排気量(7-セを除く)2000cc以下	※静岡県独自の もの ※長さ 12m × 2.5m 以下の車両
軽自動車	※4.00m × 2.00m	長さ3.40m、幅1.48m、高さ2.00m 総排気量 660cc 以下	
普通自動車	13.00m × 3.30m	※なし	

(4) 設備（建築物及び地下式である路外駐車場）

a. 避難階段

建築物（地下式を含む）である路外駐車場において、直接地上へ通ずる出入口のある階以外に自動車の駐車のために供する部分を設けるときは、建築基準法に規定する避難階段又はこれに代る設備を設けなければならない。

b. 防火区画

建築物である路外駐車場に給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合においては、当該施設と当該路外駐車場とを耐火構造の壁又は特定防火設備によって区画しなければならない。

c. 換気装置

建築物である路外駐車場には、その内部の空気を床面積1㎡につき毎時14㎡以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。ただし、窓その他の開口部を有する階で、その開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の10分の1以上であるものについては、この限りではない。

d. 照明装置

建築物である路外駐車場には、次に定める照度を保つため必要な照明装置を設けなければならない。

イ. 自動車の車路の路面 10ルクス以上

ロ. 自動車の駐車のために供する部分の床面 2ルクス以上

e. 警報装置

建築物である路外駐車場には、自動車の出入及び道路交通の安全を確保するため必要な警報装置を設けなければならない。

(5) 特殊の装置

特殊の装置（機械式駐車装置）を用いる路外駐車場には、国土交通大臣がその装置が構造及び設備の基準と同等以上の効力があると認める場合においては、この基準は適用しない。

届出に関すること

【届出の審査及び受理】

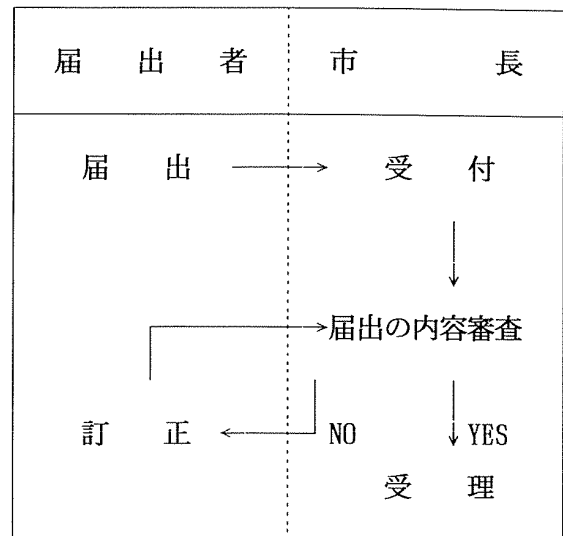
(1) 届出の審査

受付した届出の内容が、駐車場法その他の法律に違反していないか、又は、構造及び設備が技術的基準等に適合するか審査し、必要な場合、届出者に届出書の内容を訂正してもらい、再び審査します。

(2) 届出の受理

届出が受理された場合、市長は届出者に対して受理書通知書を送付します。

届出事務の流れ



【届出の方法】

(1) 届出先

磐田市役所 建設部 都市計画課

磐田市国府台3-1 ☎ 0538-37-4907

(2) 届出部数

1部 (A4版)

※ 届出が必要かどうか判断が難しい時には、都市計画課までお問い合わせください。

路外駐車場設置（変更）届出書						
<p>磐 田 市 長 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">駐車場管理者の氏名 又は名称及び住所</p> <p style="text-align: right;">(押印不要)</p> <p>駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。</p>						
1	駐 車 場 の 名 称					
2	駐 車 場 の 位 置	磐田市				
規 模	イ	駐車場の区域の面積	平方メートル			
	ロ	駐車場の用に供する部分の面積 (A+B+C+D)	平方メートル			
	3	a 建築物である部分	駐車の用に供する部分の面積 (A)	一般公共の用に供する部分	四輪車 (注) 専用	平方メートル (駐車台数 台)
					特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル 四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台
					小計	平方メートル
				それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル 四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台
					小計	平方メートル
		車路等の面積 (B)	平方メートル			
	b 建築物でない部分	駐車の用に供する部分の面積 (C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル 四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台	
				小計	平方メートル	
			それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル 四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台	
				小計	平方メートル	
		車路等の面積 (D)	平方メートル			

規 模	3	駐車の用に供する部分の面積の合計 (A+C)		一般公共の用に 供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
		それ以外の部分	特定自動二輪 車専用		平方メートル (駐車台数 台)	
			四輪車及び特 定自動二輪車 併用		四輪車 駐車台数 台	
					特定自動二輪車 駐車台数 台	
			小計		平方メートル	
			四輪車専用		平方メートル (駐車台数 台)	
			特定自動二輪 車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
		四輪車及び特 定自動二輪車 併用	四輪車 駐車台数 台			
			特定自動二輪車 駐車台数 台			
		小計	平方メートル			
		4 構造	イ	建築物である部分		
			ロ	建築物でない部分		
5 設 備	イ 特 殊 の 装 置	a	特殊の装置の有 無			
		b	特殊の装置に係 る 駐車場法施行令第 15条の規定による 認定の概要	認 定 の 番 号 特殊の装置の名称等		
	ロ	それ以外の設備				
	6	附帯業務のための施設				
7	従 業 員 概 数					
8	供用開始（予定）日					
(注)						
道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。						

備 考

- 一 路外駐車場変更届書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。
- 二 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車場のため必要な施設の総面積について記載すること。
- 三 3のロのa欄及びb欄の「駐車の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 四 3のロのa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 五 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造等の別）及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
- 六 4のロ欄においては、車路及び駐車の用に供する部分のみについて記載すること。
- 七 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 八 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による建設大臣の認定の番号を記載すること。
- 九 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。
- 十 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 十一 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

駐車場管理規程例（国土交通省策定）

1 名称

***駐車場

所在地 ○○県○○市○○区○丁目○番○号

2 駐車場管理者

- (1) 所在地 ○○県○○市○○区○丁目○番○号
- (2) 名称 ****駐車場株式会社
- (3) 電話 ○○○(○○○)○○○○(代表)
- (4) 代表者 代表取締役社長 ○○○○

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 利用（第7条－第13条）

第3章 駐車料金及び算定等（第14条－第17条）

第4章 引取りのない車両の措置（第18条－第21条）

第5章 保管責任及び損害賠償（第22条－第26条）

第6章 雑則（第27条）

第1章 総則

（通則）

第1条 本駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に関する事項は、この規程による。

（契約の成立）

第2条 駐車場の利用者（以下「利用者」という。）は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

（営業時間）

第3条 駐車場の営業時間は、毎日○○時から○○時までとする。

（時間制利用の利用期間）

第4条 駐車場の1回の利用（定期駐車券による利用を除く。）は、駐車券を受け取った日から起算して7日目の営業時間終了時までを限度とする。ただし、やむを得ない場合には、駐車場管理者（以下「管理者」という。）の判断によりこれを延長することができる。

（営業休止等）

第5条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の退避（以下「営業休止等」という。）を行うことができる。

（1）自然災害、火災、浸水、爆発施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合

（2）保安上営業の継続が適当でないと認められる場合

（3）工事清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合

（駐車できる車両）

第6条 駐車場に駐車することのできる車両（自動二輪を含む。以下同じ。）は、積載物又は取付物を含めて長さ○.○m、幅○.○m、高さ○.○m及び重量○tを超えないものに限る。

第2章 利用

（駐車場の入出等）

第7条 車両が入庫するときは、入口管理事務所において駐車券の交付を受け、係員の指示する駐車位置に入庫するものとする。

2 車両が出庫するときは、出口管理事務所において係員に駐車券を返納し、駐車料金を納付し、出庫するものとする。

3 定期駐車券による利用者（以下「定期駐車券利用者」という。）は、定期駐車券の確認を受けた後入出庫するものとする。

4 駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。

（駐車位置の変更）

第8条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。
(駐車場内の通行)

第9条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 徐行すること。
- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 出庫する車両の通行を優先すること。
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5) 標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと。

(遵守事項)

第10条 前条に掲げるものの他、利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の位置以外で喫煙したり、火器を使用しないこと。
- (2) 紙屑、ぼろ切れ、吸殻等のごみは各所定の容器に入れること。
- (3) 他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、電気室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと。
- (4) 運転者は控室において飲酒、賭け事、騒音を発する行為等をしないこと。
- (5) 場内において宿泊しないこと。
- (6) 車両を洗浄し、修理する場合は所定の場所において行うこと。
- (7) 場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えたり、事故が発生したときは直ちに係員に届け出ること。
- (8) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。
- (9) 場内では営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為は絶対にしないこと。
- (10) その他業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと

(入庫拒否)

第11条 管理者は、駐車場が満車である場合は受付を停止するほか、次の場合には駐車を断り、又は車両を退去させることができる。

- (1) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり汚すおそれがあるとき。
- (2) 引火物、爆発物その他の危険物を積載したり取り付けているとき。
- (3) 著しい騒音や臭気を発するとき。
- (4) 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、または液汁をだしたり、こぼすおそれがあるとき。
- (5) その他駐車場の管理上支障があるとき。

(出庫拒否)

第12条 管理者は、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することができる。

- (1) 利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。
- (2) 利用者が出庫する場合に所定額の現金を納付しないとき、又は定期駐車券を提示しないとき

(事故に対する措置)

第13条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある時は、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

第3章 駐車料金及び算定等

(時間制駐車料金)

第14条 時間制駐車料金は、車両1台につき次の表のとおりとする。

時間区分	料金の額
普通時間 午前8時から午後11時まで	駐車時間30分(30分未満は30分に切り上げる) につき 金 円
夜間時間 午後11時から翌日の午前8時まで	駐車時間60分(60分未満は60分に切り上げる) につき 金 円

(消費税を含む)

(時間制駐車料金おける駐車時間)

第15条 時間制駐車料金を算出するための駐車時間(この条において「駐車時間」という。)は、入庫の際に駐車券に記載した時刻から出庫の時刻までの時間とする。この場合駐車場内での洗車、修理、駐車位置の変更等のため車両が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなす。

2 駐車時間が前条の普通時間区分又は夜間時間区分にまたがる部分については、入庫時の単位駐車料金で計算する。

(定期駐車券及び定期駐車料金)

第16条 定期駐車券を発行する場合には、利用者は管理者との間においてあらかじめ定期駐車契約を締結するものとする。ただし、定期駐車券の発行数については、駐車場の利用状況に応じて決定する。

(1) 料金

種類	有効時間	通用期間	料金
全日定期駐車券	午前0時から午後12時まで	1カ月	円
昼間定期駐車券	午前8時から午後8時まで		円
夜間定期駐車券	午後6時から翌日午前8時まで		円

(消費税を含む)

(2) 定期駐車券による駐車場の利用等については、定期駐車契約で定めるもののほか、以下に定めるところによる。

- ① 定期駐車券は、他人に譲渡、転貸してはならない。
- ② 駐車場が満車であるときは、定期駐車券利用者に対して駐車を断ることがある。この場合、定期駐車料金の割戻しはしない。
- ③ 利用者は毎月15日までに翌月分の駐車料金を管理者に持参するか、その指定人に支払わなければならない。
- ④ 定期駐車による利用者がその有効時間又は通用期間を超えて駐車した場合は、超過時間の駐車時間の算定は第14条の規定による。
- ⑤ 月の途中契約の場合は、その月の駐車料金は日割り計算とし、その月の分を前納する。また、月の途中解約の場合は、日割り計算した残額から所定の手数料を控除した額を返金する。ただし、第5条の規定に基づき営業休止をしたため、定期駐車券利用者が駐車することができない場合には、当該手数料は控除せずに返金する。
- ⑥ 定期駐車券利用者は、定期駐車契約において記載した車両の駐車目的以外に駐車場を利用してはならない。また、定期駐車券利用者が定期駐車契約において記載した車両を変更しようとする場合は、所定の変更届を事前に提出し、管理者の承認を得なければならない。
- ⑦ 定期駐車券利用者が、駐車場内で著しく秩序を乱し、管理上支障を来すおそれがある場合は、管理者は、定期駐車契約を解除することができる。

(不正利用者に対する割増金)

第17条 時間制利用者(定期駐車券利用者以外の利用者をいう。以下同じ。)が、所定の駐車料金を支払わないで出庫したときは所定の駐車料金のほかに、その2倍相当額の割増金を収受する。

2 定期駐車券利用者が、次の方法により定期駐車券を不正使用した場合は、定期駐車券を無効として回収し、かつ所定の駐車料金の他に、不正使用に係る時間制駐車料金の2倍相当額の割増金を収受する。

(1) 定期駐車契約において記載した車両以外の車両の駐車について定期駐車券を利用した場合

(2) 券面の表示事項を塗り消し、又は改変した場合

(3) 通用期間又は有効期間以外の時間に定期駐車券を不正に使用した場合

第4章 引き取りのない車両の措置

(引取りの請求)

第18条 時間制利用者が予め管理者への届出を行うことなく第4条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合又は定期駐車券利用者が定期駐車契約の期間の終了、解約又は解除となった日から起算して7日を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者

に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確認することができないときは、管理者は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

（車両の調査）

第19条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができる。

（車両の移動）

第20条 管理者は、第18条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

（車両の処分）

第21条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取することを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3カ月を経過した後、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。

3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に返還するものとする。

第5章 保管責任及び損害賠償

（保管責任）

第22条 管理者は、利用者に駐車券を渡したときから同券を回収するときまで（定期駐車券による利用にあつては、定期駐車券を確認して車両入庫させたときから同券を確認して出庫させたときまで）、車両の保管責任を負う。

2 管理者は、出庫の際に駐車券を回収して（定期駐車券による利用にあつては、定期駐車券を確認して）車両を出庫させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

（利用者に対する損害賠償責任）

第23条 管理者は、車両保管にあたり、第25条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

（車両の積載物又は取付物に関する免責）

第24条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償

の責を負わない。

(免責事由)

第25条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

(1) 自然災害その他不可抗力による事故

(2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故

(3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故

(4) 第5条の規定による営業休止等の措置

(5) 第13条の規定による措置

第26条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

第6章 雑則

(この規程に定めない事項)

第27条 この規程に定めない事項については、法令の規定に従って処理する。

路外駐車場休止（廃止、再開）届出書

		年 月 日	
磐 田 市 長 殿		駐車場管理者の氏名 又は名称及び住所 (押印不要)	
駐車場法第14条の規定により、次のように届け出ます。			
1.	駐車場の名称		
2.	駐車場の位置	磐 田 市	
3.	イ. 駐車場の面積	m ²	
規 模	駐車のために	建築物である部分	m ² (駐車台数 台)
	ロ. 供する部分 の面積	建築物でない部分	m ² (駐車台数 台)
		計	m ² (駐車台数 台)
4. 構 造	イ. 建築物であ る部分		
	ロ. 建築物でな い部分		
5.	設 備		
6.	附帯業務のための施設		
7.	従 業 員 概 数		
8.	休止(廃止,再開)日	年 月 日	

〔備 考〕

- 一、供用の一部の休止及び再開の場合、既に届出されている事項を朱記すること。
- 二、4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造等の別）及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
- 三、4のロ欄においては、車路及び駐車のために供する部分のみについて記載すること。
- 四、5欄においては、換気装置、照明装置、警報装置その他特殊な設備の概要を記載すること。
- 五、6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。